

逗子市小坪飯島公園における Park-PFI制度を利用した

魅力向上のためのサウンディング型市場調査 実施要領

1. 調査の目的

小坪飯島公園は、昭和 51 年 4 月 1 日の設置以来、小さなお子さんから高齢者まで幅広く利用され、地域の住民に親しまれている街区公園です。

また、逗子市の西端に位置し、海側の土手には椰子の木の並木が高く聳え、南国の異国情緒が感じられるエキゾチックな空間であり、市内外からその景観を楽しむ方が訪れています。

これらを踏まえ、本公園のさらなる魅力向上や利用者の利便性の向上を図るため、公園全体の利活用を検討することとしました。

検討にあたり、相模湾の眺望が広がり、和賀江島、稲村ヶ崎、そして江の島を一望でき、天気が良く空気が澄んだ日には富士山の姿も望める素晴らしい海辺の景観スポットであることから、民間事業者のノウハウを取り入れ、さらなる魅力の向上や公園利用者の利便性の向上を図るため、公募設置管理制度 (Park-PFI) を活用する予定です。

Park-PFI 制度による利活用を確実に進めるには、民間事業者に参加意向があるか、また、どのような意見や提案があるかなどの情報収集を行った上で公募を行う必要があります。

今回のサウンディング調査は、対話を通じて事業に対する様々なアイデア、民間事業者の意向や公園への評価・期待などの幅広い意見を集め、公募における条件整理に役立てることを目的としています。

2. 調査の実施方法等

(1) 日時

令和3年6月 28 日(月)～令和3年7月 30 日(金)で1時間程度(個別に調整)

(2) 場所

逗子市役所会議室ほか

(3) 対象者

本事業に関心がある法人(※)又は法人のグループ

(※定款等が定められ法人登記されている法人)

(4)参加の申し込み

一般社団法人 日本公園緑地協会 「Park-PFI制度推進支援ネットワーク」を利用、または、別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、電子メールで次の申込先へご提出ください。

なお、件名は【小坪飯島公園サウンディング調査参加申込】でお願いします。

《申込先》	逗子市環境都市部緑政課 担当：大澤・木村 E-mail: ryokusei@city.zushi.lg.jp
《申込締切》	令和3年7月16日(金)

(5)質問の受付及び回答

「(4)参加の申し込み」と併せて、実施要領等に関する質問を参加締切までの間、受け付けます。

申込先 E-mail あてに質問者名と質問事項を記載し、送信してください。

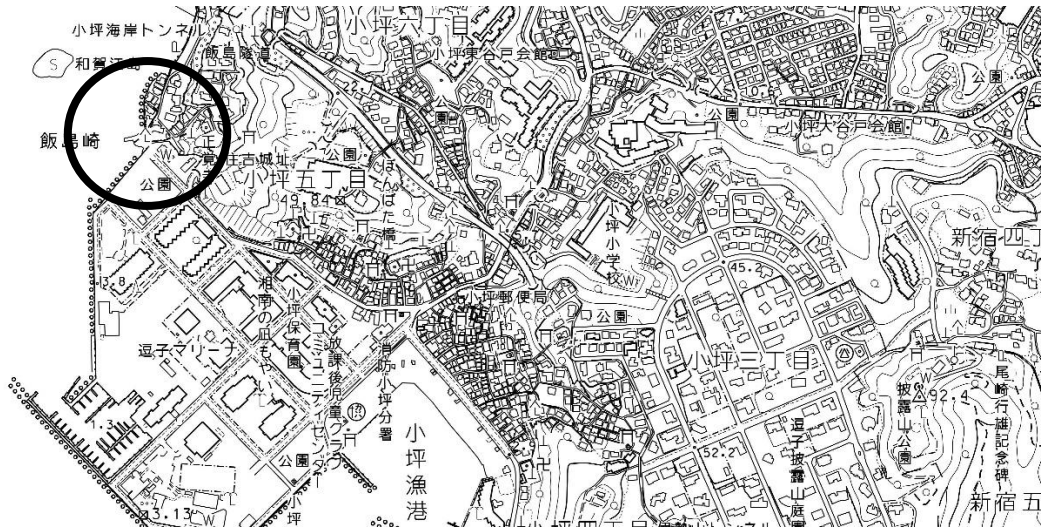
質問に対する回答は、質問者を非公表としたうえで、サウンディング当日までに申込者全員に回答します。(申込者からの質問に限り、回答します。)

3. 概要

(1) 公園概要

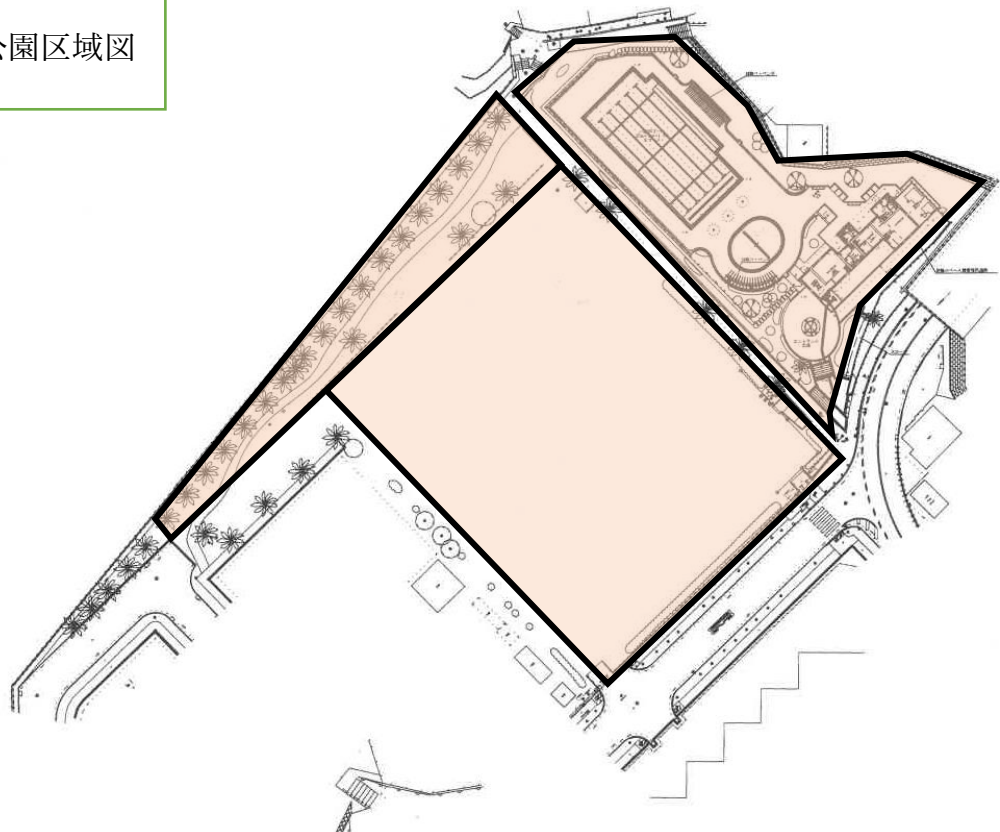
管理者	逗子市
公園名	こつぼいいじまこうえん 小坪飯島公園
所在地	逗子市小坪5丁目 23 番・24 番内(439 番地2ほか)
位置情報	JR 逗子駅よりバス小坪経由鎌倉行 「リビエラ逗子マリーナ」下車徒歩約3分
公園種別 ／規模	公園種別：街区公園 規 模：都市公園 6,491 m ² (うち、都市計画公園 5,170 m ²)
公園情報	◆広場、複合遊具 ◆屋外プール(夏季のみ) ◆駐車場なし

案内図



URL : <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/ryokusei/kouenn/64ijima.html>

小坪飯島公園区域図



(2) サウンディング項目

- ①公募対象公園施設の設置位置及び事業内容
- ②特定公園施設の整備内容及び範囲
- ③事業者が公募対象公園施設と一体で管理運営する範囲
- ④公園利用者のアクセス
- ⑤周辺地域との連携、地域貢献の考え方
- ⑥公園利用者及び地域住民のための防災機能
- ⑦その他、取り組みにあたっての課題など

(3) 事業期間

20 年を事業期間の上限とします。

(4) サウンディングにおいて前提となる条件

本事業では、街区公園としての機能を維持しつつ、遮るものなく海面から水平に富士山、江の島等を一望できる海辺の景観を維持し、公園の魅力向上を目指しています。サウンディングにあたっては、以下の整備条件を考慮のうえご提案ください。

- ① 既存の公園施設(プール、広場等)に加え、新たに民間ならではの発想や知識・経験による公園施設を整備することにより、公共施設のみでは発揮できない魅力を備える。
- ② 新たな施設の収益の一部を公園の維持管理に充当する。
- ③ 海岸に面した公園の立地を考慮し、津波の避難経路等、災害時の対応について検討する。
- ④ 街区公園としての機能を損なわないよう、近隣・地域住民の意見を聴取し、聴取した意見を公園整備・管理に反映する。なお、地域住民からトイレ整備要望の多い公園であるため、トイレ整備を計画に含める。
- ⑤ 公園管理に関し、近隣団体によるアダプト締結、近隣企業との樹木等の管理協定があるため、それら既存の取り組みとも連携する。
- ⑥ 既存の公園施設の一部(プール等)に補助金充当による財産改変制限がある。
- ⑦ 公園内設置済みの「マイルストーン(記念撮影用モニュメント)」やサイクルステーションを活用する。

(5) サウンディングの対象

実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

(6) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、次のとおり予定しています。

令和3年	6月	サウンディング調査実施
	8月	サウンディング調査結果公表

	9月	公募設置等指針案に関する市民説明会実施
	10月	公募設置等指針案に関するパブリックコメント実施
令和4年	1月	公募設置等指針公表・募集
	2月	選定(書類審査・選定委員会)
	3月	事業候補者決定
	4月以降	基本協定締結・設置管理許可・整備開始・供用開始

4. 留意事項

(1)参加の扱い

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

(2)対話に関する費用及び説明資料の提出

- ・対話への参加に要する費用は、参加された民間事業者の負担とします。
- ・説明資料の提出は不要です(ただし、必要と考えられる場合は、ご持参ください。)

(3)追加対話への協力

必要に応じて追加対話(文書照会含む。)を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

(4)実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ・公表に当たっては、あらかじめ参加された民間事業者に内容確認を行います。
- ・参加された民間事業者の名称は、公表しません。

(5)参加除外条件

参加しようとする法人(グループの場合は構成法人のいずれかの法人)又はその役員が、逗子市暴力団排除条例(平成23年6月逗子市条例第15号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等に該当する場合は、対話に参加することはできません。

5. 問い合わせ先

逗子市環境都市部緑政課

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

電話 046-873-1111 FAX 046-873-4520

E-mail ryokusei@city.zushi.lg.jp